

令和4年度 東京都児童相談所(相談部門)外部評価

北児童相談所

評価結果

結果報告日	2023年3月31日(金)
評価機関	株式会社 地域計画連合

<評価結果内容>

1. 大項目(第I部~VI部)毎の論点の整理
2. 評価項目毎の評価ランク(第I部~VI部毎の一覧)
3. 総評
 - ・「職員レベル」「児童相談所レベル」「設置自治体レベル」での整理
 - ・現状(※良い点含む)と取り組むべき課題について整理

評価機関 : 株式会社 地域計画連合

評価シート

	評価項目 および 判断基準	外部評価
第 I 部 児童相談所の運営		
○組織体制		
評価項目	[No.1] 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	S
評価項目	[No.2] 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
評価項目	[No.3] 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
○職員の資質向上・業務改善		
評価項目	[No.4] 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	S
評価項目	[No.5] 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	S
○情報管理に関する事項		
評価項目	[No.6] 情報の取り扱いが適切に行われているか	A
評価項目	[No.7] 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		
評価項目	[No.8] 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか (参考) 第 I 部 児童相談所の組織 講評 【組織体制/職員の資質向上等/情報管理/児童虐待・児相業務の広報活動】	A
◆総評 ・1所1区体制になったことで好影響が随所に見られているが、そこに留まらずに経営層の発案で所全体で新たな改革へ取り組んでいることや、職員自身も支援の充実化を実感しているなど、本来の対人援助へ還元すべく努力されていることは高く評価できる。経営層、職員へのヒアリングでは、児相というストレスフルな業務を行う職場であるにもかかわらず、職員同士、同僚、上司がともに支え合うという数値化や客観的なデータでは図れない風土があることが感じられた。管理部門を含めた職員全体のチームワークが良い。 ・組織決定の判断もステップを踏むような経過を踏まえて合議され、援助方針会議に原則全員参加というシステムの取組も評価できる。今後は、児童相談所改革推進PTによる具体的な取組の実現に期待したい。職員一人当たりの担当件数が適正に近づいている今こそ、テレワークやフレックスなどの柔軟な働き方を検討する好機ではないか。建物や設備の老朽化については、トイレへの冷暖房の設置など、少しでも良い環境で執務できるように都としてハード面の改善に取り組んでいただきたい。		

○参考 評点の補足

【担当区減により都児相で唯一人員体制が国基準を満たし、効果が発揮されている】[No.1]

・R4年7月以降の担当区減によって、都児相で唯一人員体制が国基準を満たす児相として、法制度が予定する本来の業務の100%を発揮できる体制となった。
 ・体制が充実したことで職員に余裕が出てきている。小規模ならではの取組のほか、都児童相談センターから指導的職員の定期的な勤務日の確保や、各分野を専門とした会計年度任用職員の配置、弁護士、医師の非常勤配置なども一定評価できる面も多い。

【支援経過及び組織決定の視覚化、段階を踏んだ意思決定】[No.2]

・日常的な支援については、各ブロックのチーフを中心に行われているが、児童福祉司は今年度から3人程度のグループへのサブチーフ制、複数担当を導入する工夫を取り入れている。援助方針の決定については、まずはサブチーフによるOJT、ブロック会議によるSVの助言による精査、検討を行った上で援助方針会議で最終的な組織決定を行う等、慎重等かつ詳細な各アセスメントを踏まえた丁寧な支援計画の作成過程が窺える。各種マニュアルに従って所定様式に落とし込みながら組織決定していく作業からも、担当者自身が自信を持って対応できることにつながっているものと推察できる。こうした支援経過及び組織決定の視覚化は高く評価できる。

【就労環境の改善や改革推進の動き】[No.4]

・所管区減の好影響の一つとして、超過勤務の減、休暇取得増などが見られている。また、児童相談所改革推進PTの設置は評価できるし、インテーク班の設置検討も進められたい。

【人材育成、専門性向上の取組み】[No.5]

・今年度の新規取組としてミニ研修、事例検討会の開催など、人材育成、専門性向上などの課題解決に向けた意欲的な取組は高く評価できる。新人に対してはチューターとサブチーフのSVにより育成・サポートをしている。また、北児童相談所独自に、地区担当班では複数担当制を実施している。今後、人材育成等の具体的な成果が実現することを期待する。

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価項目	[No.9]	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
評価項目	[No.10]	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
評価項目	[No.11]	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
評価項目	[No.12]	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

(参考) 第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 講評

◆総評

・どちらかと言えば、児童心理司の所見は児童福祉司の社会診断の補完的な意味合いが強いという見解を聞くこともあるが、北児童相談所においては早い段階で児童福祉司と児童心理司が協働した支援を展開しており、児童心理司の主体的な関与、経営層の判断も的確であることが伺えた。児童福祉司と児童心理司の連携のレベルが高いことが感じられた。

・また、児童福祉司と児童心理司の連携が密で、援助方針の決定にもかかわっている。児童福祉司が早い段階から積極的に児童心理司の関与を求めることにより、児童心理司が必要なケースに多く関わっている。書類通告も基本的に児童心理司がついており、各職員が子どもの最善の利益を考えて仕事をしていることが感じられた。さらに、児童福祉司と児童心理司の連携がうまくいっていることを前提としたうえで、子どもや親に対して説得的な関わりが必要な際の、児童福祉司と児童心理司との役割分担などを検討されたい。

○参考 評点の補足

【「子どもの意見(気持ち)」という欄を設けた様式の活用】[No.9]

・職員ヒアリング、援助方針会議における事例では、子どもの意向確認、把握に取り組んでいることが窺えたが、一部で子どもアドボケートへの具体的な取組みへの難しさの声も聞かれた。特に新任者が支援方針を検討する際には「子どもの意見(気持ち)」という欄を設けた様式を用いるなど大切な視点を意識する工夫もよいと思われる。

【アンケート結果の分析・活用】[No.10]

・児童福祉施設入所中の児童へのアンケートでは、施設入所の理由の説明、「子どもの権利ノート」への理解のほか、担当職員の「相談のしやすさ」「自分の気持ちを話せるか」には、5～6割程度は肯定的な意見であった。しかし、それ以外の子どもからは、否定的、わからない等の回答が寄せられたことには留意されたい。また、今回の外部評価前に児相が在宅指導中の保護者及び子どもに配付したアンケートの回答率についても、自己検証を望みたい。なお、調査後に年4回の施設訪問が計画され、今後は改善していくことが期待されている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応		
評価項目	[No.13] 相談・通告の受付体制が確保されているか	A
評価項目	[No.14] 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.15] 各種相談への対応が適切に行われている	A
評価項目	[No.16] 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ確に行っているか	A
○受理		
評価項目	[No.17] 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
評価項目	[No.18] 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
○子どもの安全確認・安全確保		
評価項目	[No.19] 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
評価項目	[No.20] 一時保護の要否の判断や進行管理が適切に行っているか	A
○調査・アセスメント		
評価項目	[No.21] 必要な調査が行われ、記録等が適切に作成・保管されているか	A
評価項目	[No.22] アセスメントが適切に行われているか	A
○援助方針の策定		
評価項目	[No.23] 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	S
評価項目	[No.24] 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
評価項目	[No.25] 援助方針の内容は適切か	A
評価項目	[No.26] 区市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する区市町村への説明や意見反映等を行っているか	A
○在宅指導		
評価項目	[No.27] 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	B
○進行管理・援助方針等の見直し		
評価項目	[No.28] 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
評価項目	[No.29] 指導や措置を行っているケースについて、区市町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
○管轄する児童相談所の変更		
評価項目	[No.30] 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
(参考) 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 講評 【通告・相談対応/ 受理/ 子どもの安全確認・安全確保/ 調査・アセスメント /援助方針の策定 /在宅指導 /進行管理・援助方針等の見直し /管轄児相の変更】		
◆総評 ・一連の支援の展開、進行管理は、計画的に行われている。通告・相談→受理→安全確認→調査・アセスメント→援助方針の策定という一連の流れについては、組織体制の整備や進行管理上の工夫がされており、適切に実施されている。 ・一部で業務量等との兼ね合いで手が回らない部分も散見されるが、現在は年度途中で職員毎に訪問回数増など充実化を図っているようだ。子どもの視点を大切にしたい今後の取り組みに期待したい。また、これまで対応ケース数が多くて手が回りにくかった在宅指導や再アセスメントの実施・徹底に取り組まれない。		

○参考 評点の補足

【援助方針の検討から決定に至る段階を経た組織的な決定がある】[No.23]

・援助方針の検討から決定に至る段階を経て組織決定が行われている。所管区減により、件数が落ち着いているため、援助方針会議が余裕をもって開催されて様々な意見が出ている点は評価できる。各サービスマンや制度、関係機関の了解といった確認も適切に行われている。しかし、ブロック会議での検討・決定事項が尊重されるため、職員全員が出席する援助方針会議では、他のチームの職員からの自由な意見は事実上出にくい。研修の機会としては、効果等の検証が必要であると思われる。

【ブロック会議やチーム内で実質的な援助方針の議論が行われている】[No.24]

援助方針会議前日にブロック会議を開催して、そこで実質的な議論が行われている。サブチーフ、チーフを中心としてチーム内でも活発な意見交換やアドバイスが行われており、最終的には援助方針会議で決定されており、段階的な組織的決定が見られる。

【区市町村への適切な援助方針説明、意見反映】[No.26]

・東京ルールに基づく対応が行われており、管内区からの児童相談所に対するアンケート結果も良好である。しかし、職員ヒアリングでは、一定の連携の先にあるものと思われるが、区市町村からの想定以上の支援要請など、課題も見られるようである。児童相談所は専門的見地からの助言等を行うほか、コンサルテーション的な役割を担うことが期待されるが、分担ではなくのりしろの連携が進むよう取り組まれていくことを期待したい。

【在宅指導の保護者と子どもへの、具体的計画に基づく支援展開】[No.27]

・職員のスキルアップに取り組むと同時に、在宅指導の場合も、具体的な計画の策定が効果的と思われる。保護者と子どもそれぞれに、何を目的として、どのくらいの頻度・期間で、何を、どうしたら見直しをするのか(たとえば、「子どもに対して、安全確認を目的として、当面1年間をめぐりに月1回の福祉司または児童心理司との面接を行い、家庭の状況が安定して安全確認の必要性がなくなったら終了する。」など)の具体的な計画を立てられると良いのではないかと。

【再アセスメントを行う体制の構築、子ども等との対面による丁寧な引継ぎ】[No.28]

・北児童相談所だけでなく、進行管理は主に方針を維持するか変更するか、新しく起きた事情にどう対応するかといった方針の決定のみが行われることが多いが、本来であれば、方針を決める前提として、その時点の再アセスメントが必要不可欠である。タイミングや頻度の判断が困難であることは理解するが、適宜、再アセスメントを行う体制の構築を期待したい。

・適正な人員体制の確保に伴い、これまで十分にできなかった施設訪問などが実現できるようになったという声が職員ヒアリングから複数聞くことができた。具体的に取り組むべきことを意識して対応しようとする姿勢は評価できる。一方、特に措置中の児童については、児童相談所職員の支援を肯定的に捉えている割合が高いとは言えないため、今後の積極的な取り組みが望まれる。

人事異動の際のケース引継ぎは、児童相談所職員にとって重要であるが、子どもや保護者、関係機関にとってはより重要である。本来であれば、子どもと保護者には、前担当と新担当が一緒に会って引き継ぐべきである。都には、児童相談所業務における引継ぎの重要性を理解した上で、十分な引継ぎ期間を設けるなどの何らかの制度的な手当を期待したい。

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進

○援助方針の策定に関する調整		
評価項目	[No.31] 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
評価項目	[No.32] 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
○社会的養護時における援助		
評価項目	[No.33] 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	B
評価項目	[No.34] 援助方針の見直しが適切に行われているか	B
評価項目	[No.35] 保護者との交流が適切に行われているか	B
評価項目	[No.36] 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	B
○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		
評価項目	[No.37] 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
評価項目	[No.38] 措置の解除後の援助について、十分に対応している	A
○児童自立生活援助等		
評価項目	[No.39] 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	B
評価項目	[No.40] 18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.41] 家庭養護を推進するためのフostリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
評価項目	[No.42] 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.43] 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	A

(参考) 第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進 講評

【援助方針の策定に関する調整/ 社会的養護時における援助/ 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長/ 児童自立生活援助等】

◆総評	<p>・子どもに対して十分な説明を行い子どもの同意を得たうえで援助方針を策定するよう努めている。今年度からは入所中の児童に対して、自立支援計画作成時、子どもの誕生日、夏休み、及び適当な時期の年4回は施設を訪問して面接するという取り組みは、具体的な時期もあって評価できる。施設入所枠に関しては、一時保護の長期化に直結する課題である。しかし、行き先不足のみが一時保護長期化とも言えない側面があると考えられる。進行管理としての3週間、40日などとともに、実際に短期間で解除できない理由等を把握することも役立つと思う。</p> <p>・今後、措置延長の活用や自立援助ホームとの連携などの18歳以上に対する支援の充実が期待される。</p> <p>・都に対しては、児相がひとりひとりの子どもに適した援助方針(措置延長を含む)を策定するためには、里親、施設、自立援助ホームなどの受け皿が、いつの時点でも十分にあり、選択できるようにしている必要がある。定員の充足率だけでは必要性は図れない。里親・施設の拡充、民間あっせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、都としての取り組みを期待する。</p>
-----	---

○参考 評点の補足

【区児童相談所の設置が進む中、施設や里親の十分な定員確保を都に期待する】[No31][No32]

・施設の空きがなくて措置先の選定が行えない点や、児童心理治療施設の設置がなく、また子どもに合った施設を選択する余裕がない実情がある。

・措置先の選定を適切に行うためには、施設の定員に余裕があることが必要である。区児童相談所ができていく中で十分な定員を確保していく方策を都に期待する。

【乳児院など施設アンケートの結果を踏まえた協議・連携への改善・振り返り】[No.33][No34][No36]

・児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院に対する児童相談所との協議・連携に関するアンケート結果では、特に、乳児院との協議・連携に課題が見られる結果となっている。児童養護施設についても、36施設中8施設は、協議・連携のケースがないとの回答となり、改善が求められる結果となった。

・この結果を踏まえて、北児童相談所では、自立支援計画の作成の際には必ず施設を訪問することとし、①自立支援計画作成時、②子どもの誕生日、③夏休み、④プラス1回の年4回は施設を訪問し子どもと面接することとした点は高く評価できる。取り組みははじまったばかりであり、今後は、子ども、施設とともに実施後の振り返りを行ってほしい。

【保護者交流における手続きの適切さを担保する記録の運用】[No.35]

・保護者とは、年度当初の家庭復帰計画書の作成、その進行管理によって計画的な交流及び再統合が行われている。面会・通信制限は、基本的に保護者の同意が得られる場合には、口頭指導又は2号指導、得られなければ法的対応という3つに分けられる。こうしたことを踏まえて担当福祉司が理解することが大切であり、記録上も適切に残すことが求められる。手続的な適切さを担保するために、①措置によらない指導か2号指導か虐待防止法に基づくのかという根拠、②保護者の同意の確認記録、③面会通信制限が組織として決定されていること、の3点が記録上わかるように運用されたい。

【自立援助ホームへの積極的な関わり】[No.39]

・自立援助ホームは入所後は、施設に対応を任せており、施設側からの働きかけも薄い現状がある。児童自立生活援助事業の主体は児童相談所であり、自立援助ホームは児童相談所の委託を受けて実施していることから、今後積極的にかかわっていかれたい。当事者が児童自立生活援助事業を知って利用申し込みをしていくことは少ないので、まずは相談にのる必要がある。都内の自立援助ホームは計19か所あり、18歳以上の場合の適切な支援についても期待したい。

【家庭的養育等への一層の取組みへの期待】[No.41][No.42][No.43]

・里親認定や登録に関しては本庁と共に取り組んでいるが、委託可能な里親の確保に苦慮している。養育家庭の体験発表会に参加する都民は多いものの登録数は多くないとのこと。長期や一時保護委託ができる里親の確保にむけて、より一層の取組みに期待したい。

・東京ルールにより、特別養子の成立後は児童福祉司指導とし、区市町村に指導委託している場合もある。成立後支援の充実や民間あっせん機関との連携などにより支援が進むことを期待したい。

第V部 家族とのかかわり・家族への支援

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取		
評価項目	[No.44] 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
○保護者に対する指導・支援		
評価項目	[No.45] 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
評価項目	[No.46] 親子分離中の保護者に対し、親子関係の再構築に向けた指導・支援の方針を組織的に検討・判断しているか	B
(参考) 第V部 家族とのかかわり・家族への支援 講評 【子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取/ 保護者に対する指導・支援】		
<p>◆総評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的に親グループ活動が盛んである。親グループの活動につなげるまでには大変な苦労があるが、取り組みを積み重ね、現在も活用されている点は評価できる。 ・保護者へのアドボケートの観点から、保護者の支援・指導にあたってより具体的な計画の策定が効果的と思われる。何を目的として、どのくらいの頻度・期間で、何をして、どうなったから見直しをするのか、といった内容で具体的な計画を立てられると良いのではない。 ・保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合や保護者が指導や勧告に従わない場合などは、一定の割合で当然に発生するものであることを前提として、児童福祉審議会の意見聴取について、組織としての具体的な対応方法を共有されたい。 		

○参考 評点の補足

【2号指導の決定通知書の記載の具体化】[No.45]

・在宅の支援・指導の内容は組織決定して実施されているが、2号指導の決定通知書の記載は抽象的で他に書面等が作成されていないため、支援・指導の内容が客観的に明確でない点は改善の余地がある。当事者が自分に何が求められているのか、わかるよう具体的な記載が期待される。虐待事例の場合に採る児童福祉司指導の内容は決定通知には包括的な表現が多いようだが、個別に児童や保護者との同意事項を具体的に示し、計画的に進めるとよい。

【家庭復帰以外の「再構築」][No.46]

・家庭復帰ケースについては、家庭復帰計画書に基づいて計画的な親子交流及び再統合が行われている。現在においては、親グループの設置・運営は簡単ではないと思うが、2グループを運営していることは評価できる。家庭復帰以外の「親子関係の再構築」についても今後意識して取り組んでいかれたい。

第VI部 区市町村や関係機関との連携

○区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		
評価項目	[No.47] 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
○区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援		
評価項目	[No.48] 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
評価項目	[No.49] 区市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
○都道府県児童福祉審議会との連携		
評価項目	[No.50] 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われているか (参考) 第VI部 区市町村や関係機関との連携 講評	B
【区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築/ 区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援/ 都道府県児童福祉審議会との連携】		
<p>◆総評</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京ルールは概ね適切に運用されている。所管区減により、児童相談所側に余裕が出てきたので、区市町村から児童相談所の関与を求められたケースに対応できている。また管内3署の警察官を対象とした研修を行い連携を進めている。区と関係機関との連携についても、小規模な児童相談所としての利点が活かされているように感じる。 区市町村との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることもあるが、子どもや家庭への支援にあたっては、その福祉が最優先されること、児童相談所の専門的機能は区市町村に対しても伝え支援する立場になることから、1区1児相の体制を活かし、より高いレベルでの連携を期待したい。北区児童相談所の設置支援も視野に、児童相談所と区との良好な関係が、機関と機関の連携にもなるような関係性の更なる改善が期待される。 都に対しては、児童福祉審議会の活性化のために必要な運用の整備等を求める。都の運用次第であるが、児童相談所としても外部からの意見聴取の必要性や有効性の理解が必要であると感じる。 		

○参考 評点の補足

【1区1児相であり、警察官対象の短期研修がある】[No.47]

管内区との関係は良好である。1区1児相相談所であるが故に、現状より高いレベルでの連携が可能であると思われる。児童相談所は要保護児童対策地域協議会においてもコンサルテーション機能が期待されることから、地域の関係機関との連携促進の観点からも区と協働した取り組みを期待したい。なお、管内の警察3署の警察官を対象とする短期研修を行った取り組みは高く評価したい。

【要対協でのコンサルテーション機能の発揮】[No.48]

区市町村との関係は良好であるが、要保護児童対策地域協議会においても積極的な助言・支援機能の発揮が期待される。

[No.49]

区市町村の子ども家庭相談を行う職員の資質向上の取組については、区（子ども家庭センター）との合同研修を企画している点は評価できる。

【客観的な専門家の意見や助言を得るための児童福祉審議会の積極的活用に向けた体制整備】[No.50]

児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所の援助決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである。この趣旨を踏まえ積極的に活用することが望まれる。

現状、東京都では、月1回開催の児童福祉審議会で都児童相談所の全諮問ケースを扱っており、令和4年度12月末時点の実績では諮問件数45件（うち28条新規・親権停止以外は8件）となっている。客観的な専門家の意見や助言が有意義であるケースについては、より積極的に児童福祉審議会を活用してもらいたい。東京都では、月1回開催の児童福祉審議会で都の全児童相談所の諮問ケースを扱っているところ、所内手続きを含めて気軽に提出しづらいことがうかがえた。児童相談所の積極的な利用のために、都には、書類作成などの運用の面で、少しでも児童相談所職員が使い易くなるような改善を期待したい。また、児童相談所には外部専門家の意見をもらえることのメリットについて職員の理解を深めることが求められる。

【職員】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	1所1区体制になったことで好影響が随所に見られている。ミニ研修、事例検討会の開催など、人材育成、専門性向上などの課題解決に向けた意欲的な取組は高く評価できる。新人に対してはチューターとサブチーフのSVにより育成・サポートをしている。また、北児童相談所独自に地区担当班で複数担当制を実施している。	今後、人材育成等の具体的な成果が実現することを期待する。
II	児童福祉司と児童心理司の連携のレベルが高いことが感じられた。また、児童福祉司と児童心理司の連携が密で、協働して援助方針の決定にも関わっている。	児童福祉司と児童心理司の連携が図られていることを前提としたうえで、子どもや親に対して説得的な関わりが必要な際の、児童福祉司と児童心理司との役割分担などの検討が望まれる。
III	援助方針会議前日にブロック会議を開催して、そこで実質的な議論が行われている。サブチーフ、チーフを中心としてチーム内でも活発な意見交換やアドバイスが行われている。	児童相談所は専門の見地からの助言等を行うほか、コンサルテーション的な役割を担うことが期待されるが、分担ではなくのりしろの連携が進むよう取り組まれていくことを期待する。
IV	子どもに対して十分な説明を行い子どもの同意を得たうえで援助方針を策定するよう努めている。今年度からは入所中の児童に対して、自立支援計画作成時、子どもの誕生日、夏休み、及び適当な時期の年4回は施設を訪問して面接するという取り組みは、具体的な時期もあって評価できる。	手続的な適切さを担保するために、①措置によらない指導か、2号指導か、虐待防止法に基づくのか、という根拠、②保護者の同意の確認記録、③面会通信制限が組織として決定されていること、の3点が記録上で確認できると良い。
V	伝統的に親グループ活動が盛んである。親グループの活動につなげるまでには大変な苦労があるが、取り組みを積み重ね、現在も活用されている点は評価できる。	保護者へのアドボケイトの観点から、保護者の支援・指導にあたって、何を目的として、どのくらいの頻度・期間で、何を、どうなったら見直しをするのか等、具体的な計画を立てられると良いのではないかと。
VI	東京ルールは概ね適切に運用されている。所管区減により、児童相談所側に余裕が出てきたので、区から児童相談所の関与を求められたケースに対応できている。	1区1児相の体制を活かし、より高いレベルでの連携が期待できる。北区児童相談所の設置支援も視野に、児童相談所と区との良好な関係が、機関と機関の連携にもなるような関係性の更なる改善が望まれる。

【児相相談所】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	経営層、職員へのヒアリングでは、児童相談所というストレスフルな業務を行う職場であるにもかかわらず、職員同士、同僚、上司がともに支え合うという数値化や客観的なデータでは図れない風土があることが感じられた。管理部門を含めた職員全体のチームワークが良い。	所管区減の好影響の一つとして、超過勤務の減、休暇取得増などが見られている。職員一人当たりの担当件数が適正に近づいている今こそ、テレワークやフレックスなどの柔軟な働き方を検討する好機ではないか。
II	児童心理司の所見は児童福祉司の社会診断の補完的な意味合いが強いという見解を聞くこともあるが、北児童相談所にあつては早い段階で児童福祉司と児童心理司が協働した支援を展開しており、児童心理司の主体的な関与、経営層の判断も的確であることが伺える。	児童福祉司と児童心理司の連携が図られていることを前提としたうえで、子どもや親に対して説得的な関わりが必要な際の、児童福祉司と児童心理司との役割分担などの検討を期待する。(再掲)
III	一連の支援の展開、進行管理は、計画的に行われている。通告・相談→受理→安全確認→調査・アセスメント→援助方針の策定という一連の流れについては、組織体制の整備や進行管理上の工夫がされており、適切に実施されている。	一部、業務量等との兼ね合いで手が回らない部分も散見されるが、現在は年度途中で職員毎に訪問回数増など充実化を図っており、子どもの視点を大切にしたい今後の取り組みに期待する。また、これまで対応ケース数が多くて手が回りにくかった在宅指導や再アセスメントの実施・徹底が図られると良い。
IV	子どもに対して十分な説明を行い子どもの同意を得たうえで援助方針を策定するよう努めている。今年度からは入所中の児童に対して、自立支援計画作成時、子どもの誕生日、夏休み、及び適当な時期の年4回は施設を訪問して面接するという取り組みは、具体的な時期もあって評価できる。(再掲)	施設入所枠に関しては、一時保護の長期化に直結する課題である。しかし、行き先不足のみが一時保護長期化とも言えない側面があると考えられる。進行管理としての3週間、40日などとともに、実際に短期間で解除できない理由等を把握することも役立つと思う。
V	伝統的に親グループ活動が盛んである。親グループの活動につなげるまでには大変な苦労があるが、取り組みを積み重ね、現在も活用されている点は評価できる。(再掲)	保護者の支援・指導にあたって、より具体的な計画の策定が効果的と思われる。何を目的として、どのくらいの頻度・期間で、何を、どうなったら見直しをするのか、といった内容で具体的な計画を立てられると良い。
VI	管内3署の警察官を対象とした研修を行い連携を進めている。区と関係機関との連携についても、小規模な児童相談所としての利点が生かされているように感じる。	保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合や保護者が指導や勧告に従わない場合などは、一定の割合で当然に発生するものであることを前提として、児童福祉審議会の意見聴取について、組織としての具体的な検討が必要である。

【設置自治体】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	組織決定の判断もステップを踏むような経過を踏まえて合議され、援助方針会議に原則全員参加というシステムの取組も評価できる。	建物や設備の老朽化については、トイレへの冷暖房の設置など、少しでも良い環境で執務できるように、ハード面の改善も含め、組織としての具体的な検討が必要である。
II	児童心理司の所見は児童福祉司の社会診断の補完的な意味合いが強いという見解を聞くこともあるが、北児童相談所においては早い段階で児童福祉司と児童心理司が協働した支援を展開しており、児童心理司の主体的な関与、経営層の判断も的確であることが伺える。(再掲)	児童相談所は専門的見地からの助言等を行うほか、コンサルテーション的な役割を担うことが求められる。分担ではなくのりしろの連携が進むよう取り組まれていくことを期待する。(再掲)
III	一連の支援の展開、進行管理は、計画的に行われている。通告・相談→受理→安全確認→調査・アセスメント→援助方針の策定という一連の流れについては、組織体制の整備や進行管理上の工夫がされており、適切に実施されている。(再掲)	人事異動の際のケース引継ぎは、子どもと保護者にとって重要であり、本来であれば、前担当と新担当と一緒に会って引き継ぐべきだろう。本庁には、児童相談所業務における引継ぎの重要性を理解した上で、十分な引継ぎ期間を設けるなどの何らかの制度的な手当を期待する。
IV	子どもに対して十分な説明を行い子どもの同意を得たうえで援助方針を策定するよう努めている。今年度からは入所中の児童に対して、自立支援計画作成時、子どもの誕生日、夏休み、及び適当な時期の年4回は施設を訪問して面接するという取り組みは、具体的な時期もあって評価できる。(再掲)	児童相談所がひとりひとりの子どもに適した援助方針(措置延長を含む)を策定するために、里親・施設の拡充、民間あっせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、本庁としての取り組みを期待する。
V	伝統的に親グループ活動が盛んである。親グループの活動につなげるまでには大変な苦労があるが、取り組みを積み重ね、現在も活用されている点は評価できる。(再掲)	児童福祉審議会の意見聴取についての意義や考え方は全職員に周知されていることが望まれる。
VI	管内3署の警察官を対象とした研修を行い連携を進めている。区と関係機関との連携についても、小規模な児童相談所としての利点が生かされているように感じる。(再掲)	児童福祉審議会については、同会の活性化のために必要な運用の整備等を求めると同時に、児童相談所としても外部からの意見聴取の必要性や有効性の理解が必要である。

■ 評価基準

評点	<評価項目> の 評価基準
S	優れた取組が実施されている 他児童相談所が参考にできるような取組が行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さに欠ける 「A」に向けた取組の余地がある状態
C	適切ではない、又は実施されていない 「B」以上の取組となることを期待する状態